


2023年11月7日

東大和市立公民館  
利用グループ代表 殿

公民館有料化に反対する会

代表者：(仮) 榎本清

連絡先：090-1884-5757

「反対する会」ホームページ 



## 公民館等有料化についてのアンケートのお願い

東大和市に1971（昭和46）年に社会教育の一環として南街公民館がつくられ、その後、中央・狭山・蔵敷・桜が丘の公民館がつくられました。市民が集える場所は、他にも市民センターや地区会館があります。

最初のころはカルチャーセンターや郷土史研究も盛んでした。今は中学・高校生の求める居場所づくり、保育、子育て、文化・スポーツ、グルメ、教育・芸術など、いろいろな方面で仲間を広げながら活動しています。

その時々で社会教育の果たす役割は変化しつつも、市民相互が切磋琢磨し、地域社会の発展に貢献してきた事実はゆるがせにできません。市民同士の横のつながりができ、市民の心と体の健康に大きく寄与し、結果として市全体の活性化に寄与しています。

また、戦災変電所保存運動のように公民館活動から生まれ、その後のたゆまぬ活動の継続により、東大和市自体の価値向上に貢献してきたという面も見逃しにはできません。

ところが、行財政運営の安定化、受益者負担などを理由として公民館等の施設利用料の有料化の方針が市から打ち出されています。

公民館は誰でも自由に使える公共施設です。特定の人だけが特権的に利用している施設ではありません。ここに特定の人だけが利益を受ける受益者負担という原理を持ち込むことは間違っています。受益者負担とは本来、「地方公共団体がつくる特別の施設、例えば道路の新設・改良などによって特に利益を受ける人々から徴収すること」（『広辞苑』）を意味します。だれでも平等に利用できる公民館等の公共施設に対し、受益者負担という名目で利用料徴収することは誤りです。あえて言うならば、受益者とは東大和市そのものです。

わたしたちは公民館活動等が地域社会や自治体に対し果たしてきた役割に鑑み、また、市財政の安定化のために受益者負担という誤った理由で利用料を徴収すべきではないとい

う認識から、公民館の有料化に反対しています。そして、市に対し公民館の有料化を思いとどまるよう要請していきたいと考えています。

つきましては、公民館を利用していらっしゃるグループにアンケートをお願いし、この事態をどのように受け止めておられるかを把握し、今後の有料化反対署名運動等に役立てていきたいと思っています。お忙しいところ恐縮ですがぜひご協力ください。

【アンケートの締め切り】11月22日（水）

----- 記 -----

※太字はご記入必須でお願いします。

1、グループ名（）

代表者名（）

電話番号（） ※確認のため連絡する場合があります。

メールアドレス ※お持ちであればお書きください。

（）

2、公民館等有料化について（いずれかひとつをマルで囲んでください。）

賛成          反対          その他

3、2で選択した結果とグループ名を公表してもよろしいですか？

（いずれかをマルで囲んでください）

了解します          断ります

4、ご意見がありましたらお書きください。

ご協力ありがとうございました。

-----

【アンケートの回収方法】

以下の①から④のいずれかでご回答ください。

- ① 各公民館に備え付けてある「アンケート回収用封筒」に投函
- ② 次の電話番号にファックス送信 042-563-0458（複本）
- ③ 以下のメールアドレスにアンケートをスキャンしたものを送付  
eno-takanosu1737@bbm-a.jp（同上）
- ④ インターネットの回答フォームに記入

アンケート回答フォーム

